

第 104 回 金融業務能力検定 (2010 年 1 月 24 日実施)

《模範解答》

・営業店リスク管理者

配点は、特に記載のない限り、公表しておりません。また、配点・試験の内容に関するお問合せには、お答えできません。

成績通知は、3月4日の予定です。

社団法人 金融財政事情研究会
検定センター

合格基準 100 点満点で 70 点以上

【第 1 問】 (50 点)

番号	問 1	問 2	問 3	問 4	問 5	問 6	問 7	問 8	問 9	問 10
正解	4	2	1	4	2	2	3	1	1	3

番号	問 11	問 12	問 13	問 14	問 15	問 16	問 17	問 18	問 19	問 20
正解	1	2	3	4	4	4	3	2	1	2

番号	問 21	問 22	問 23	問 24	問 25
正解	3	4	2	4	3

【第 2 問】(問 26) (15 点)

(解答例)

(1) 狭義の適合性の原則と広義の適合性の原則

狭義の適合性の原則とは、ある特定の利用者に対しては、いかに説明を尽くしても、一定の商品の販売や勧誘を行ってはならないとするルールである。

広義の適合性の原則とは、金融商品取引業者等が金融商品の販売・勧誘を行う際に、「利用者の知識、経験、財産の状況および金融商品取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行って、利用者の保護に欠けたり、欠けるおそれがある業務を行ってはならない」とするルールである。

(2) X の勧誘活動の問題点

1) のケース

預金者Aが外国為替相場の仕組みや、それが金融商品に及ぼすリスクについてほとんど理解していない点を考慮した場合、Aに対して豪ドル建外貨預金を勧誘する行為は「狭義の適合性の原則」に抵触する。したがって、いかに商品についての説明義務を尽くしたとしても、Xは、Aに対して豪ドル建外貨預金を販売・勧誘してはならない。

2)のケース

「2年後の子供の教育資金に充当する」との制約ある余裕資金のため、安全性を重視した運用商品を勧めるべきであることを考慮した場合、適合性の原則のうち「金融商品取引契約を締結する目的」に照らし、外国株式投資信託の勧誘は適切とはいえない。また、主婦Bは国内円預金取引以外の金融商品の取引経験がないことや、手許余裕資金の全額を運用することを考慮した場合、「利用者の知識」「経験」「財産の状況」の観点からも、適切な商品勧誘とはいえない。

【第3問】(問27) (15点)

(解答例)

(1) 支店長Xがとるべき行動

A建設が約束手形を不渡とするとの未公表重要事実を知り、それを事由に同社株式を売買する行為はインサイダー取引規制違反となるため、S銀行のみならず、X自身も、手形不渡の事実が公表された後でなければ、保有するA建設株式を売却することができない。

まず、Xは、部下Mに対して、A建設に関する未公表重要事実を行内外を問わず一切口外しないこと、S銀行の内部規定に従って未公表重要事実を報告することを指示する必要がある。また、当然ながら、X自身の保有するA建設株式も、重要事実公表前に売却してはならない。

A建設株式を担保として受け入れているB商事への対応については、A建設株式の価値の毀損を考慮しても債権回収に懸念ない場合は特段の行動をとるべきではない。仮に、A建設株式の価値の毀損を考慮した場合には債権回収に懸念が生じる場合であっても、A建設の未公表重要事実には触れずに、追加担保差入交渉を行う程度に留めるべきである。

(2) 支店長XおよびS銀行に生じる法令上の責任、経営上の影響等

インサイダー取引規制に抵触してS銀行(またはX)が保有するA建設株式を市場で売却した場合、それに関与したS銀行の役職員は刑事責任を問われ、S銀行自身にも両罰規定が適用される可能性がある。

また、S銀行による法令違反行為を原因に、S銀行に対する顧客や市場の評価が低下し、レピュテーション・リスクが顕在化する可能性もある。

【第4問】(問28) (10点)

(解答例)

(1) 債務者区分

破綻懸念先とする。

(2) 理由

A社は、業況不況により2期連続して赤字を計上し、今年度においては債務超過に陥る可能性がある。今後、業績が回復する可能性は不透明であり、A社の債務者区分は、破綻懸念先に相当すると考えられる。

これまでは、代表者からA社への貸付金によりX銀行への借入金返済を行っていたため、X銀行からの借入金について延滞は発生していない。しかし、以下の点を勘案した場合、A社を要注意先と判定することには無理があるといわざるを得ない。

- ・ A社の赤字額（年間30百万円）、代表者の収入・個人資産（年間10百万円・50百万円）を考慮した場合、代表者からA社への貸付金が今後も継続して実施されることを前提とすることはできない。
- ・ 代表者は、「売上が今後回復することは確実である」と説明しているが、受注、売上ともに減少傾向にあることは事実であり、受注、売上の今後の見通しは不透明である。

(3) 債権の分類

分類42百万円、分類78百万円となる。

【第5問】(問29) (10点)

(解答例)

(1)

番号				
答	イ	ホ	イ	ニ

(2) 預金者に過失・重過失のある例

預金者に過失のある例

- ・ 金融機関から生年月日等に類推されやすい暗証番号から別の番号に変更するよう個別的、具体的、複数回にわたる働きかけが行われたにもかかわらず変更せず、類推可能な書類等（免許証、健康保険証、パスポートなど）とともに携行・保管していた場合
- ・ 暗証番号をメモ等へ書き記し、キャッシュカードとともに携行・保管していた場合 など

預金者に重過失のある例

- ・ 本人が他人に暗証番号を知らせた場合
- ・ 本人が暗証番号をキャッシュカード上に書き記していた場合
- ・ 本人が他人にキャッシュカードを渡した場合 など

それぞれ2つの例の記述があれば可とする。